

令和4年度病害虫発生予察情報 特殊報 第1号

令和4年5月30日
広島県西部農業技術指導所

1 病名 トマト茎えそ病 (Chrysanthemum stem necrosis virus : CSNV)

2 発生作物名 ミニトマト

3 特殊報の内容 広島県における初発生

4 発生経過

(1) 発生確認年月日 令和4年4月27日

(2) 発生地域 広島県南西部

(3) 確認の経緯

令和4年4月、広島県内の施設栽培ミニトマトにおいて、茎のえそ条斑、葉のえそ・輪紋等の症状を示す株が発生した。広島県立総合技術研究所農業技術センターにおいて、遺伝子診断法 (RT-PCR法) により、キク茎えそウイルス (Chrysanthemum stem necrosis virus : CSNV) が検出され、トマト茎えそ病と確認された。

(4) 他県での発生状況等

本病は平成20年に群馬県で初めて発生が確認され、これまでに17都府県で発生が報告されている。本県での本ウイルスによる病害は、平成18年にキク茎えそ病が初めて確認されたが、トマトでの発生は初めてである。なお、当該施設以外での発生は、確認されていない。

5 病徴

茎にえそ条斑 (図1)、葉にえそ、輪紋や退緑 (図2)、株の生長点付近ではえそ、萎縮等 (図3) の症状を生じる。果実では、着色異常、えそや変形を生じる。これらの症状は、トマト黄化えそウイルス (TSWV) による病徴と似ているため、識別は難しい。

6 伝染経路及び宿主範囲

(1) 伝染経路

本ウイルスは、ミカンキイロアザミウマ (図4) により媒介される。1齢幼虫が感染植物を吸汁することによって本ウイルスを獲得し、成虫がウイルスを永続伝搬する。経卵伝染、種子伝染、汁液伝染及び土壌伝染はしないとされている。

(2) 宿主範囲

本ウイルスによる病害は、国内ではトマト・ミニトマトの他、ピーマン、トウガラシ、キク、トルコギキョウ、アスターで発生報告がある。

7 防除対策

(1) 発病株は抜き取り、施設内や周辺に放置しないよう注意して、適正に処分する。

(2) 本ウイルスに対する登録農薬はない。本ウイルスの媒介虫であるミカンキイロアザミウマに対する薬剤散布を行う。ミカンキイロアザミウマの防除を行う場合は、ミカンキイロアザミウマ、又

はアザミウマ類に登録のある農薬を散布する。薬剤抵抗性の発達を防ぐため、同一系統薬剤の連用を避ける。

- (3) 施設内及び周辺雑草はミカンキイロアザミウマの生息場所となるため、施設内外の除草を徹底する。
- (4) 施設栽培の開口部に目合い 0.4mm 以下の防虫網を張り、施設内へのミカンキイロアザミウマの侵入を防ぐ。
- (5) 栽培終了後は、作物が枯死するまで施設を閉鎖して蒸しこみを行い、ミカンキイロアザミウマの施設外への移出を防止する。



図1 茎のえそ条斑



図2 葉のえそ，輪紋と退緑症状



図3 生長点付近のえそと萎縮



図4 ミカンキイロアザミウマ (成虫)

○病害虫発生情報に関するお問い合わせ先
西部農業技術指導所 (植物防疫チーム) (〒739-0151 東広島市八本松町原 6869 電話082-420-9662)
広島県立総合技術研究所 農業技術センター生産環境研究部 (〒739-0151 東広島市八本松町原 6869 電話082-429-0521)
農林水産局農業技術課 (〒730-8511 広島市中区基町 10-52 電話082-513-3559)

○病害虫発生予察情報は、広島県ホームページで閲覧できます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/byogaichu/>